赤穂記

中之巻

早稲田大学図書館
文書27
H 16

文書27
H16

赤穂記中之巻目録　　西氏藏書

一浅野大学内門御免蕪刎、御預之事
一赤穂城之被仰付事　附浪人不成間敷事
一大高源五故々之遺之状之事
一大石内蔵助嫡子主税勇教剖之事
一小野寺十内京ヲ立事　附村松前原ヲ
詠草之事
一原惣右衛門ヲ舟之事
一横川勘平故郷之状之事

一大石ノ諸窐人呼ヘ之事　所留森半
左衛門見之事
一内蔵助浅野侯室ヲ行事
一大高吉良氏之在宿ノ計ヘ事
一浪人ヒ泉岳寺ヲ會合之事　所留
森力舟之事
一夜討行之事　附相圖之計畧人数配
一夜討出立之事
一上野介家内之事

一寄手退去之事
一窐人共泉岳寺ヲ行志之事

浅野大学因門御赦免願之事

元禄十五壬午年七月十八日松平安芸守殿
浅野内匠頭大学儀因門御赦免被成
廣鴻ニ門取可申ト被仰渡ニ付同二十八日
奥方及家来下部ニ迄数十人廣鴻ニ参足
すりきワト御預ニ有ニ付イツ有ヘキトモ
限リナキ旅行ニテ衰ヘソ覚ヘケリ誰高
トモナク大学殿コソ吉良氏ノ子ラヒメヲ

ト決決有ル故ニカリハ成給テ世ノ人言
ケリ大石内蔵助始トシテ殉死ノ志有者
ハ早是迄ト思定テケリサレニ内蔵助
思ヒケルハホトヘメ〻レ夏サレハ其内謀成
者ハ志メユミテ昊憂ニヤ有ント思イヲ
イヨ其心底ヲメメサレト謀ノ廻テモ大学
殿モ行成ダ〻ニハ我ホモ力落テ日頃ノ存
念遂カタメケレハ各モ思案シタ〻ニカシ大学殿
出世ノ升ハリニモ成ヘシト同志ノ内ニモ時〻

言遺シケレハ志望国ノ者ハ大学及所
々ヘフコソ幸ナレ大石志愛セハ我等計モ
本意ヲ遂ント冒ケン又大学出世ヲ頼ケン
者ハ大石カ謀リ信トシテ恪々逆則ヲ退クモ
有是ハ一ト節信病トハ言カタシ恐ナン者ハ
分別ノ遠ニントモ汝決スン然シ真ハ元々
薄キニマテ時六十余人トイフリ中ニモ畠
将監ハ先年山崎野右馬カ軍術責テ
祖父ノ名ヲクタサジト命ニノ志成ケンカ
加何ナレハ其儀表ニテ物ヲ遠ヒ川村傳私
佐藤伊右衛門稲川十郎左衛門近藤源四郎
小山源五左衛門忠義ヲ専トセシガ忽ニ遠愛
スン進事速成者ハ退事成ト言事真成
始終全キ事稀也中ニモ小山近藤ハ大
石ニ縁アレハ角ナリ行事都而冒ノ
足カンニモ無シテ思ヒ立トコロノ山節ニ遠ニ
ヘ者ナラシ近藤カ言ケンハ何我ノ必死
ハ餓死ヲ嫌フテ忠志ノ真似ヲスント言

ケンより其外ハ長澤六郎右衛門カ子孫右衛
陰山宗兵衛子依野左衛門三橋長三清カ子
孫九郎 秋浦作左衛門カ子孫八郎高田
郡兵衛 高久長右衛門川村太郎右衛門小山
治六大石孫四郎 出羽利左衛門塩屋武兵衛山
岸孫右衛門 永村傳左衛門中田利平治小幡
治左衛門 此十五人ノ者行方知レス退ケ
リ 殘リ同志一人郎ニ上野介ノ子ニテ
ケリ

赤穂ノ城主浅野内匠頭長矩
支氏之支

元禄十五壬午年九月朔日幡ノ赤穂之城ハ
寺社御奉行永井伊賀守當冨ニ三千石御
加增高三万三千石ニテ被下ケリ又家ニ不
及数右衛門 闕所六ヶ所 同長矩ト云者ノ二男十次郎ト言 先年故有ニテ
浅野家ノ宰人ニケリ 今度舊因ヲ以墓ヒテ
其罷ノ悔ヘ亡主ノ為ニ死セント覚悟究テ
大石ニ是ノ訴ケリ 内蔵助ト余義無ノ感
シケンオケコソ始終忠信堅固也

大高源五カ事　所故〻母ノ方江遣ス状ノ事

大高源五ト言者譜代ノ者ニテ近習ノ中小性ニテノ膳(セン)番ヲ勤ケリ母ハ貞立トテ剃髪シテ世ヲ厭ケリ母ノ弟ハ小野寺十内其妹ハ岡野九十郎母ナリ後ニ金右衛門ト改メ九十郎妹ハセシト言有又源五弟ニ幸右衛門ハ叔父十内養子ス丶源五ガ母九十郎ガ母姓ヲシタヒミテ者ヲ頼ミ赤穂ノ片田舎ニ預ケ置其身ハ江戸エ意趣ヲ遂ント計リ本所ニ宿ヲ借リ兼而俳(ハイ)諧ヲ好ケレハ當世時花ル冠付前句ナトノ点ヲシケリ表徳凌霜又ハ子葉ナト、名ヲ付ケリ九月ニ至リ情花ノ片邊リ母ノ弟ヘ文ヲコソ送リケリ

さてこのたひ今度江戸へ下り申候ハゝ定而
はなのことくちりて道ニ一命を捨候ハゝ御いとま
かりそめなから申あけまいらせ候御家の御厚恩を
おもひ侍なから[illegible]身ニハ侍の名
をもたて忠の為命をすてて先祖の名
をもあらはし候事なれはさらにかなしみ候人大切の御事

みくにをいかしたまふ御国の侍をもつて
さしくだしたまふこと仕まつり人並の私
みくにをいかしたまふ御恵をもはなれ人
て世界の自然の命の万世養育仕奉て
も無のとき自有自然れ出られ
なかつみ出側もちく出まさる新出
物もまつりなる物言の根とん作所し
ものとなる大切の出あと拵せる
出新なりも無にたるこれ出られ
ものとも無にたるこれ出られんを
ものとも無にたるこれ出られんを
ものとも無にたるこれ出られんを

刻限なりまし出生書を写せる品
出られんの所をもらかとかたるもの
るれ出られ出るものの所なりて
一所に所もあるんもの所出新高みく所
命とと一取ると一るるめ出国家
天下の出まる所の所仕出られるこ
いつて力に乃ちし金りこ天下出根ア上るて
ものの出戒いる物上ら出るる
出るる出れんと新上出るく
出る出るく出物ものるれ

此の人々八月廿日頃より二人の命を持て
いかりの出いまとかりの四方の敵を亡ぼす
相模国より出て首を斬て武士の作
なるべしとて大きなる人々五郎の方へ
大学の頭四郎つれて出て行けるやう
角板出張かりまとりかりの上にて何年
ふりかけてやあらん大学の頭四郎
敵と思ひ又は自害仕て情を体
いかにしけるとは出ずして
いかなる事と其中騒ぎ出ずして
因つて兵と申年月日を知らず
行て武士の方へ出ずして
大学の頭を呼ぶ
るべきぞと
けり又信濃
仕て武士の方へ
元年の御所
御所行
大学の頭
一人命をかけ
安房国
大学の頭

古来儒学の人の申事ニて儒道と成事さ
ニ書はれとも世にすて高き事にて其元
偏に天下の四民よりてこそ立しく兼て分け八
以の外に段大学校をも備たり此一所に段方の
為よりしてさるよりに古方に及一節に
御批し様りたとへしもまり女外に絶

一
世所に申付し武士の作をたてて此全の我をシ
執りと云ふく全封天下なり四民より上とて云ふ
政りし天子の申さとも以為国所ハ今さしるニ天下へ
此根上するも同しとてこ家にて大歌書事の人
此古く士之方を与ヘて力をうてし下上に依

のうくめてして萬の道に学ほをよめて此和や
まり此て此身をと家を此和事より此るゆ
なりし学して有りる挿ふするく此道ゆへ
さ中下此ニ在六よめしよの女のこと く
に修をもし此なる俗の色事を今を出しさ
更に書ありし海此ていかくりし無為みて
んすひら出てりんの論之者の此学徳の御とて
らぬ絶てく四兵に仰り所と化るけなる
此上ともあるて記も半様し今世の作合
末の外の作をみるまやこ成る家ふ以分い
侍の其理み什中しる板と云海而くみ

なりし光しき庵の跡とはかなきまでとゞまりし
ところハ和二年十一月十五日から七日卯二十三
いつもて寛永のころにいたりて世もさかりとも
よはひ元光のはんとすゝめまで是非の人すの
外の念仏のこゝろさしへて侍る心をし御心ざしあく
かりしめし にはしめて見る人なくして何すとも
付称仏とは縁ありて御鈴とはいふ一かたにて
らぬし其の夢見て得るにはおもひたるかへにはあり
ら貴なりたようし あはれ方になかしと月日を
御送りはしけりまと其ちてこいはれんつく
にてこそれは本尊時ものそへて八百の命を

おもひそ文殊と扇の扉にはいるなる山の奥にかくれま
みなか念文にはみえの名高い文殊の合をとも
見る事を聞に知る頭をふてそれの道理
にてにしめにはのるもにくかる事御よしの是を
学ぶもまた世間にし九千部勤めかせんとし
附しこはりして見るにかゝりしところさぬ極
来り力を添させし事道へことし 本尊御法
師の恩のみそうて付属諸仏の御勤
のこゝろうつりうつりをも作事まれまつく
出けりのひとつの御勤あはれ御能のかくに参て
貴人まれ佛にかへりてゆくつくまはちをみなまと

[illegible]

[illegible]

[illegible]

大石内蔵助嫡子主税ノ為勇敢剛之事

小野寺十内先達而京都發足ニ付内密ニテ嫡子主税ヲ江戸ヲトツント思ヒトケルハ海未十才ヨリ
トイフヒニ古ヨリ志學ノ年ト言テ成人ノ堺ニ
入ヌレハ能我詞ヲ以テ若納得セスンハ豊ニ國
ノ母カ方ヲ行一生ヲ送ルヘシ化海生レテ母ノ懐

抱ヲ不ヌカシテ父是ヲ養フ所ハ三十人々主君
ノ恩不浅ト言事ナシ去年三月亡君様ノ
アタリ不敢大學殿御安否ヲ見スシテ
已カ義ノミニ可死ニ有ラスモツトモ在所ヲ
門掃月日ヲ送リ二君ニマミヱ後栄ヲ形スト
二有ラス只亡君ノ意趣ヲ遂武思ヲ報セン
為ニ時節ヲ待テ居ケルカ早時節モ来レハ
本意ヲ達セント一筋ニ思フナリ海武門ニ生レ
タレハ心ヲ動スヘカラス必捨生取死ト言本文
有シハ不義ヲ抱テ命ヲ惜ニ白

ヲ捨テ一生ヲ思ヒヤ時ヲ誤ツテ道シカメキ
所ヲ道義理ヲ捨ル富貴ヲ貪リ後世ニ其余
臭ヲ傳フ者多シ霜ヨリ低キ人間之境界沢
武道ノ嗜ミヲイテ生死ニ迷フ事十カ八ヘシ
死ハ敵ト共ニシテ彼ハ何百人十リニ指而上野
外殿ナリ本庵ヲ遂ハ路頭ニ肇シ骨ハ
油カニスラレシ石ヲ金石ニ沼セラレハ舟所
ニアラス油代能ク得ヘシト申ケル主悦謹
テ兼ル我節仕セズ主ニ君恩ヲ蒙ラオシニ
今マテ安樂ニクラスハ是恩ヲ思ヒ恩ヲ忘

命ヲ存ニ何カセン舟金仕ヘニ君恩ヲ報ン
為ナレハ今一命ヲ惜ム豊図ニ至ニ舟ニ流石
ナレハ爭カ悦タマハンヤ早今江戸ニ罷下リ敵ノ
業内ヲ伺ニ家ノ配辱ヲ雪ク討死仕ハシ御
心易カレト勇気量ニテ申ケレハ内室加ヘ娘
シテニ悦テ涙ニクレテ有ケルカオアフハ小野
寺ニ随ヒトレトテ江戸ノ方ヘト趣ケリ

小野寺十内京ヲ立事　附　村松前原当
氏ノ涙草之事

小野寺十内ハ内蔵助ニ相對シテ先達テ江戸人

トリケリ大石カ頼ニ全悦ヲ伴ヒトリケリ息
旅路ナレハ有増イトマヒ申殘シテ立出ケル
カ箱根山ニテ知ル人上京スルニ逢フテ妻ノ方
ヘ頼遺シケル時

かたらわるくゆるんとはのこす旅ぬさ
ゆくへ乃空ハ忘てさとのを

村雲左衛門ハ醫業ヲナシテ名陸奥ト改メケリ
日來語ル友ノ方ヘ書送リケリ老ノ舟ニテハカ
バカシキ事ハ有マシケレトモ是ニ参文有合ニテカセ
恵イ立候迚

いのちみしかえめ下ものうらみ

前原伊助惜ハ小野ト言所ニ妹ノ有ケルニ時
ヲ見ル越トテ認頼置ケルカ此一首ヲモ封
シ入テタマハルトテ本座ノ知ル人ノ方ヘ言置ノ

ゆくすえのうらみはあるの玉ぼこ
年ふるの法のしるべ利

其後小野寺十内カ妻女江戸ヘ返事ニ

年のわすれ乃ちに消の三月雨
いくうらもとめ云の葉ぬる

原惣右衛門カ母之事

原ノ母ハ京極丹後守家臣ノ娘ナリ惣右衛門ハ
若年ノ時遊学ニ出丹後守ニ思ハレ後ヲシテ三
四年ホド勤ル彼家ヲ浪落ス後宮津ヲ立去リ淺野
家ニ来リ児ニ居ル後ハ務役ニ物頭ヲ勤ム
常々勤仕正シク志堅固ナルヲ内密朋輩ニ而
知リテ去年血判ヲ以盟約ヲ固クスルニモ惣右
衛門ニスヽメタリケリ惣右衛門不審ニ思ヒ大石
二向ヒ密ケシハ貴方ノ志ハ兼テ知タレハ盟
約ニ不及ニ出ル徒ノ所ヲハ決セサリケ
リト答ヘケシハ惣右衛門一人真志ヲ感シケリ

既ニ赤穂ヲ退ク時城下ノ町雑キ者ニタヨリテ
老母ヲ伴ヒ住居シケリ然ルニ七月末京都ヘ
カリ登申シ尤有ハ十日モ二十日モ逗留又ノ
江戸ヘ出ニ下リ申ス儀モ可有候彼方而御用ニ掛
候半真程ハ御障リ無様ニ渡リ申ケル毎
ハナガシクケナゲニテ母ヤナシキ者也惣右衛門
ニ言ケルハ人〻ノ猥行ハ苦労ニ思ヒ定テ殿
ノ御用ニテ罷越ナルヘシ又内密ヘ談合ノ
上ニ大事ヲモ思イ立ト見ヘタリ我真事ヲ察ス
誠ノ折カラハ人ヨリ先ニ進父祖ノ武名ヲ忠孝ヲ

嗜給ヲ是ニスキタル孝不可有、母有リト思ヒ
未練ノ働有ラハ生テモ再ヒ我等ノ對面有ヘカラス
ト言ケレハ惣右衛門モ内心ハ切ト知テモ度思ヒ
ケレトモ女ノ事ナレハ若シヤ邑ニモ出テ人ニ語ラレン
ト思ヒ陽ニケレ共以上ハ迚シカクノ物語シケリ
其後京ヲ下ト趣ケリ偖内藤肥ニ逢テシカト
審談ノ遂ニケリ内藤肥存念ニテ江戸ヲ發足
延引シケリ惣右衛門然ラハ今一度母ニアイ
イトマモセハヤト思ヒ惜ケレ立帰リ對面シテ

委細ノ語図セケル皆逼留之内有朝母朝
寐シケリ惣右衛門例ヨリハ遅ク起ルシ怪
シミトカヲ遣シ御氣色ニテモ悪鋪候カト窺
ケレハ音モセシ立寄見レハ早自害シテ衣引
カツキ紅ニ染テ死メリケル惣右衛門驚キ片
ハラヲ見レハ一通文有

母ありとは

なりもし永久遠く死を切に
の船をんとすと云めを[illegible]
道ずくわんとしめんの一節ハ切のい
さらんくかく文作[illegible]

原弟子のうたもの　舟

惣右衛門是ヲ見ニ押當誤り海ヲ泛ニケリ
夫ヨリ京都ニ登リ内藤節ニヒソカニ通シ江
戸ニ下リ同志ノ侍ト和合押付吉良カ宅ヲ
行古殿ノ意恨ヲ遺未弱ノ御殘心晴オト

掌ヲ合ケリ

横川勘平右衛門ニ宛之事

一兼ネ公上ヨリ其後ハ中絶御左右モ不来朝
昔御床浦存作付ト地方ヲ高ク貴様ニ内
様方涌出ヲ同ク不来分リ私ハ
七月末ヨリ京表ヘ罷出ル人ヲ近ハ無恙ヲ
其元ニ通ヲ行ヲ部屋ヲ御ヲ存
様者ヲ存ヲ今ヲ様ヲ定早一節ニ赤極ヲ
通ヲニ存ヲ於ヲ様無ヲ様書様限リノ中節ヲ

既ぬし何事も御存知の事に月日を経し
共に暮して人を待し本意を遂しさま実に
しと自ら身を捨つし不日の命に出て
其御地にて粉骨の働き致し以て御家
なし忠義の武士の志とし類なき
御主の為の忠節を尽し命を惜しまず
働き自ら名を残し世の人に知らしむ
討死をも恐れず一命を捨て
死を以て一命を軽んじ何事も聞及ぶ

て世に伝へ普く集にも見え候
此れ等の者の誠の忠義を以て千載に残す
今爰に一札書付置く所左に記す

必死之一例　大石内蔵助　同主税　原惣右衛門
吉田忠左衛門　同沢右衛門　間瀬久太夫　同孫九郎
小野寺十内　同幸右衛門　不破数右衛門　早水藤左衛門
間喜兵衛　同十次郎　千馬三郎兵衛　間新六
中村勘助　菅谷半之丞　磯貝十郎左衛門　大石瀬左衛門
富森助右衛門　潮田又之丞　赤埴源蔵　矢田五郎右衛門

真田さま方　日光御　[illegible]　[illegible]
大てゝ[illegible]　大おそ[illegible]　七月上旬　赤[illegible]
年同[illegible]　七八月　[illegible]
[illegible]　[illegible]　柳
[illegible]　[illegible]　大[illegible]
稀田[illegible]　[illegible]　矢[illegible]
武林[illegible]　松[illegible]年[illegible]　村[illegible]
金[illegible]　[illegible]　芦[illegible]
三村さま方　[illegible]御　前[illegible]
[illegible]　加[illegible]

小出さま方　[illegible]村　[illegible]
都合[illegible]人　[illegible]

一　田中定[illegible]御　去年[illegible]
[illegible]　[illegible]
を[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

一　中村清[illegible]　[illegible]田[illegible]　中田利[illegible]三人　[illegible]

一所ニ無之實父ニおゐてハいかやうとも致し
去月九日夜ニ入我等方へ参候

一 松屋勘右衛門井ニ兄ニ而松田作右衛門兄弟共帰宅
右ハ当年村ニ而稽古致し候ニ付他ニ障りツ気鬱
田畑迄ニ而遠慮ニ作人都合ニ而仕候
諸事見合ニ而ニ付早稲ハ刈取候事

一 本村源右衛門酒等仕候田中吉右衛門相田村勘右衛門
櫓木次郎兵衛井ニ田中吉蔵大田村七右衛門大塚兵衛
生駒半右衛門三橋紋右衛門田中伊右衛門 同断兵庫五

櫨中大右衛門廿日迄ニ出シ候様可申渡候内ニ大田
三郎右衛門生駒半右衛門ハ当郡ニ而五月ニ相成候ニ付
差支候処其方振合ニ而延引ニ而実弟
内納所物詰メ之趣一通り但八相済候ニ付
然ル上ハ早々ニ而差出シ候様田中吉蔵 櫨
中村ハ去年中北ニ申上候

一 奥野猪兵衛川村傳之進同断兵庫源四郎小山源右衛門
廿四人膝痛不及評ニ一取方傳之進又勘兵衛
尺ヽ其心得

一平野半左衛門者ハ大石内蔵助ニ札物し代金五兩
遣取扱ニ渡ス者也 [illegible]
一[illegible]近金銭のやしにおいて不
例ニ付ス
一伊達少左衛門方ハ[illegible]おいて[illegible]
赤穂ニ手護御[illegible]
[illegible]
[illegible]
一[illegible]

一上杉弾正大弼殿ハ幸田[illegible]稲川[illegible]
物[illegible]弾正大弼山上安房守仁[illegible]
[illegible]
一各勝伊左衛門[illegible]
[illegible]
[illegible]
一[illegible]
[illegible]
[illegible]

一　大石家は浅野家尾張守先祖より家老に
原惣右衛門某子息某之月之段にて名家氏
際之儀書文と據迄候此奥之大石内蔵助人に
第一に上なりし無き
右之通書押にて入候様にと仕形にも此者文を
路之通にて候御免にて上方へ相越被遊被ぐ成
下候へ一二ヶ年相待候て

十二月　　　　植川勘平宗利判

三宅やや事にてより候
門　寺岡様

大石内蔵助初浪人噂之事
附　富森半右衛門異見之事

元禄十五年初秋大石内蔵助は奥野将監其外
物頭等同道にて君廟所に詣として江戸へ下り
大石は江戸人に面会内々成れ共顔の様子承何にも
江戸在住之者とも密談にも及ばず事もなく
当座は相済ミ江戸へ内々候二三度
初冬に至り又候越後内傳兵衛事に於て
江戸へ出府有之候処浅野一家右衛門並にて終に通談

せざりけり是より同志して極す毎月起請紙を
極めけり十二月ニ至りてハ同志毎日起請紙を書
しとや宗和ト申茶人を先に見当して上杉殿
言又吉良氏との間を聞て且世しせ祝ふを
宗和ハ同じ七ニ着日限時を定め度由而て
斯く大夫の猶を嘆かれけれハ近日と計答て
自然ハ此大酒をのミ打の折ふし召
しけり同志の中ニ大高源吾と申者
茶道ニ所ちと計使として日夜ニ親の縁より

何ひけるをハ知る者もなく大夫ハ心たのミ待て
けるやさるハ宗和ニ升承知んと勇ミたるをだ
言ひける小呼て大膳殿毎度人ゝ御館と修ずる
若用本多まかりに承る宗和何也の人と言れハ
辛年ゟ御見舞らし又心館の事とさる也
多かる事といひければ物際ニ出よりも数多ヶ有
日限をいはざるは気に付て八日御成出ニ急
かりしと今更思ひ居れハ源左江戸ノ内の中
所ゝ在様子御しけると 近松勘六ハ少々用語ひ

亀田原氏と申人片方に嫁し候ける大夫ある程ハ
此是香所迄に町宅之其外糀所迄も五六人
借宅ありて候ける内糀町も皆糀所あり
候ける比此者々酒屋して過分の日々ハ大方
の仕合方に渋渇極ハ酒を飲て常なり
何とか浅く人あまりをつけて亦外を性
候とく又留守多福なる糀所迄に候ける
内と身留守中の方ふけ日々世をも過ける
無ハ如何のりの女房ハ見るに人を過ける

福大夫志村の又手伝し候日々ある時て
此者の伴せ度上方へ糀所迄り被成
手紙く遣其亡室に縁をも載其上も噂
みな様も此出りあくとも過し半れのもと
此よし丑又後又かえ申の二人ハ国
ありて其御もと其例三郎日々くハ今を
に候かくとし中候る其外吉田片国原氏いかく
大石福家とし次男ハ御の後老母へ孝ハ忘し
かすると志ありて止めたりて半在りと志らハ

其兵を大げさに申立て為の為に兵を出し
けるとて為の為に
大石流野陸奥へ行事
内匠頭殿方流罪の侍共は伯父内匠
頭殿大石為同苗類縁の者と云る八通り内匠頭
殿に対し御流罪と申事と
御先祖と仕りと云
一説に八陸奥流罪の道にて
有間敷と仕り申候言や
所柄の侍大石に向て申る八大丸九郎兵衛
より陸奥へ所柄を尋ね者道中

頭殿に対し御流罪如何と言葉を御出
申候と道理仕り市右衛門郎兵衛
仕り申候と申し候八乃ち
其方に御と侍方と答申候と云申
事如何と申と申事ハ
其儀に御と申事と無御座
申候と申事ハ
大し様なる儀と云ハ
道理申て内匠頭殿と浅野殿

らし主君の内蔵助を始として浪士共都合
吉良殿首級を揚ける其支配附属の侍を以
申けるハ重て外々書物のことく致処上首
各討とり物数内見之上ニ又一々仕せし札とを
揚申ける各々ハ御屋敷ニ差置候ては様上
るへきと思ひ御吟味の下ニ預り御常に
去る元禄十五年十二月十四日夜討有りて細川
浅法ハ長く内蔵助ニ預ケる御牢のことく封印
ありて仰又申之無程難解の御仰今年ハ七千石

押入たりとも浪人共の仕様ハ浪人ながら見事の仕
又御用何共其儀なるとも委細に相尋候て委細ニ申出
今年何程何某方へ被仰上候と御尋ニ付

大高源五吉良ノ在宿計事

霜月末ヨリ十二月ニ至リテハ同志浪人共旅
宿ヲ仕廻手寄〳〵ニカクレリケル其中ニモ大高
源五ハ誹名ヲ子葉ト附テ本所ニ住居シテ
吉良氏ノ近所ナレハ在宿ヲウカヽイ夜討
ノ日限ヲシゾ計リケリ上野屋鋪初ハ鍛治橋

ノ中ナリシガ當時ハ本所相生町ニゾ住ハレケリ
是ハ松平登之助屋鋪ヲカリテ湯ヲ普請セ
ナケレバ白銀村ノ上杉家ノ下屋鋪等ニ逼留
シ折ハ本所屋シキヲモ求リ玉ヒ普請セ大
カタ出来ケンニ上杉彈正大弼重キ御痛氣
ニ依テ上野介モヒタト附添玉イケリ故ニ住所
難知大高邑ハ計ラ廻ラシケンカヽル所ニ京都
ヨリ頃日来タル茶ノ湯師本所ニ有リ上野介
モヒタト使ヲ招ケンヨシ図出シ大高源五モ

彼ノ者ノ方ヲ行キ茶子ニ成リ伺ヒケンニ
彼者モ慎テ不言然ルニ十二月六日去御
方ヲ茶ノ湯ニ行候迚先キハ不言サレハ
コソト思ヒケレモ殿ト不知真上六日ノ夕ヘ
ハ本所ヲ上野介帰宅サシ相延又ハト推量
シテ其後行テ図ケレハ茶ノ會来タル十四日
ト極ルヨシ図ケリサレモ又モヤ相違有ルト
思ヒ茶ノ師ニ申ケレハ来タル十四日ハ我等タヘ
タヘ隙ニ候間何卒申ハ度申ケレバ内々申

フトリ十四日ハ物未有リ十五日ニ可参ト
申スニヨリ扨ハ上野ヘ物未ト思ヒ指セ伺関
ケンニ十四日客催シ有テ大友近江守ヲ初而
未リ玉フト関屋肥ニ告知ラセケリサスハ
トテ思ヒ人用意シテ未ヘ十四日ト同志ノ
者ヲ合ケン十二月曽雪降ケリ間瀬久左文
ハ終ニ連歌モ世ボン者成シ所ニ立メニ發句ヲ
見タリケリ

雪ちれ〳〵つゝみ外ゝ　鈍哉

堀部除六衛
ユメヲハミタリ
ケン

ト見ケレハ同志ニカクト語リケリ各是ハ本尾
可達懐想ト悦フ所ヲ又十三日ノ夜雪降リ
ケレハイヨ人ハ勇ミテ支度ヲゾ仕タリケン

浪人共泉岳寺會合ノ事　所留森カ毎之事

十二月十四日ノ朝大石内蔵助ヲ始四十四人芝
泉岳寺ヲ參詣シ住寺ニ向ヒ申様我ホ儀
御當地ニ罷在テモ諸邑高在ニテ及難義
仮令ハ住居難成仕故患ヒ人他國田舎ヲ
引籠可申ト存仮令ニ付相牛ニ又アイ可

申モ難計候ハヽ心ゝくト是ニテ語ル残
シ惜ニ申度ハ是合ニ御無ヽトヒヽ白銀
三十枚（一説ニ内五ヶ三月ヲ法事取越迎代銀也）おし客飯ヲ〳〵ケ物
ヲ茶ヽ色ニして是ヨリ一ヽ申入之間御構有
マシキヨシニテ客殿ニテ物語シテ昼已ニカヽリ
ケリ泉岳寺ニテ夜討之相圖ヲ極ケルトカヤ
今宵七ツ時前本所堀部弥兵衛宅ヽテ集ルベ
シト言合旅宿ヘ之帰リケリ勝負ハ夜明ヶ
テ可レ没明七ツ時人数揃ト申合ケリ然シ已

各先キヲ心掛ル九ツ時ヨリ揃ケルトヤリ堀部弥
兵衛ハ其日ノ夕方本所温飩屋久兵衛ト言
者方ヘ行今夜中ニ旅立ノ侍輩大勢ヶ度
可申間ウドン何十人前程頼申迎金子渡シ
カヘリケル扨又留左右衛門カ舟并茅モ
粽町過ニ居ケルガ一義ヲ舟ニ不知ヲ已ケル
寂早今宵ニ成又レハ舟ヘ向ヲテ我等事今
宵遠方ヘ罷越候コトニ奇リ久シク御目
ニ不掛事モ有ヘシト女顔色変ジケル
レハ舟ハ心ノヤドキ女ニテ常ヶ其方ヘ舟ヤ

ツシ入テハ居ケレバ若サヤメケニモ成ラント
招ヒタリ定テ今日中上野ヤ殿ヲ討ヘシ
御主ノ御恩ヲ報ズベシ毎モ身添ト思
ヒ代小袖シトニ巻テ心強ク行玉ヒトテ白
無垢渡ス三盃取カハシ立ツ迄宿ヲ出テ
本所ヲオシテソ向ヒケリ

夜討行事 附 相圖計畧人数配之事

上野ヤ屋鋪ハ本庄無縁寺之後ニテ北隣ハ
古屋主悦本田孫左ヱ門ナリ西ト南ハ道ヲ入ダテ
町屋ナリ東モ道ヲ隔テ牧野遠學鳥井左
兵衛也表門西明ケ表門東明表門ノ南流
塀有テ惣長屋三方ハ板屋根ノ長屋ナリ
偖又吉良氏宅ニハ十四日之晩茶之會ヲ
催シテ高家衆大友近江守ヲ始数輩夜ニ
入リ九ツ時迄ニゾ立ニケリ内蔵助兼テト知シ
ケレハ堀部方ヘテ奇合刻限之事ハ夜ノ七ツ
時可然月夜ナレバ家内ハクラカラン明ハ出
ヤノ氣遣有リ去ナガラ同士討ナド有ラン
見苦シカルベシ未明ニ押寄テ勝負ハ夜明テ

変スベシト言ケレバ勇ム進ム若者共皆人
夜半計ニ孫兵衛方ヘ揃ケリ支ヨリ溢飢屋
久兵衛ト言者兼テ孫兵衛知ル人ニテウドン
アツラヒシキケレバ三十人コトニテシタメリシ
調取掛ケリ相圖七ケ條

一 貳寸程ノ竹笛糸ヲ付面人襟ニ久リ付
誰ニテモ上野殿ノ殿ヲ討候ハヽ此笛ヲ
吹可申事

一 関ヲ入廣間ニ有ル人ノ錢ノ袋ヲ
引ノ張ヲ可切事

一 山之向川ノ巻ノ夜

一 布ノ袋ニ茶ヲ入長ノ切貫將軍ヘ
申ス夜

一 白布面人ノ袖ニ縫所味方ノ相手ニ仕
一 竹札ニ面人ノ名ヲ記誰討死ト書付持
可申夜

一 三人充言合御夜

東之方表門二十四人

庁岡源五右衛門 小野寺幸右衛門
笛森助右衛門 寺仮吉右衛門

武林只七　長刀
早水友衛門　弓
神崎与市郎　〃
矢頭右衛門七
吉田清右衛門
岡嶋八十右衛門
近松勘六　槍
岡野金右衛門
目賀田帯刀

槍　堀部弥兵衛
〃　村田義右衛門
〃　矢田又四郎右衛門
〃　勝田新左衛門
大小　真田源太夫
大小　大高源五
槍　間十次郎
　　横川勘平
槍　原惣右衛門

間瀬久太夫　弓
槍　大石内蔵之助

西之方表門足軽二十三人

磯貝十郎左衛門　槍
倉橋傳助　〃
毛利小平太　源蔵　〃
中村勘助
木村岡右衛門
前原伊助

大小　堀部安兵衛
長刀　杉野十平治
男瀬孫九郎
奥村文右衛門
槍　千馬三郎左衛門
弓　芦野孫七郎

吉田忠左衛門
小野寺重内
同　吉兵衛
大石主税殿
潮田又之丞　他
不破数右衛門　口

同　新六
他　菅谷半之丞
口　村瀬三郎左衛門
他　大石瀬左衛門
右　三村次郎左衛門

夜討出立之次第　夜討之支度
各皆之八鉢巻或八胴巻之者多

頭巾八九枚刻ノ神金又八甲ノ体ノ少事
形巾ニ縫白軍八鎖ノ縫ケル三能年ノ
ナニ或八脇高ニ浅黄の股引黒小袖ニ大
方ニ紅裏ト云ハ下ハ無垢物ト云ハ
袖ニ白キ布ノ又ハ浴白キタスキノ掛
ケリ或八縫又八引コキニシテ掛ニケリ
脇帯ニモ白（帯ハ付ケ物ヲ）月代ノ利之茶
金髪ニシテ鉄長刀ノ弓ノ海道具ノ持
道ノ八火消ノゴトクノ出立階子二挺六尋
竹二ツ掛合二ツ他先ニハ水籠杯掛ケリ

扨言合ケン八勝負八夜明ノ後十二時夜半
ニ約束場ヲ揃ヲケン在早七ツ時ニハ打出
表門階子ナド持掛二十ニ人ハ表門ヲ掛矢
ナド持行ケリ近邊之辻番ニハ火事有テ
火消ナド掛付タル様ニ見セニケン扨表門ノ人
一番ニ片岡源助右衛門武林只七
真田孫左衛門矢田五郎右衛門勝田新五郎右衛門
二番ニハ大高源五近藤左助六間十次郎早水
藤左衛門神崎与五郎七寸板右衛門

少清ノ横表長屋ニ入所ニ堀ノ際ニ清村松
左ヱ衛門岡野金右衛門横川勘平目明源ノ
扨表門前押ハ大石内蔵助原惣右衛門
男瀬久左衛ト宛ケリ表門ノ人数員十四
人堀ノ安ニ衛人倉橋傳助杉野十平治磯
源藤前原伊助男瀬源九郎萱谷半ニ郎
村松三太夫大石瀬左衛門ノ人ハ総勢
所ロ入森男ノ心掛テ手ヲ入ベシ吉田忠左衛門
小野寺十内男瀬左衛ハ表門ノ小角抑ノ番

岩村勘助真田主水右衛門木村長門守御田久太夫
大久保悦不作樽大名なとに芦田利助
習打出し上乃人ハ西長屋し召つれ人合や
たちに防ぎしと我らに定めおり板表門の番も
手ハ階子二挺を門へ掛築門なれハ是一番
み持傍登りけるの屋根氷りし内へ忍び候へ
落て勝手を寺郎附丹立する様を説合
続く老兵ハ用心しける夜会義式ハ持ける
かり文ハ階子を内へ是れ皆済みくたりける

堀口源三郎老人なれ共勝手をおさへ控へしと
ころへ来り半弓の者ハ屋根に残り四方を
伺ひ折節月澄渡りけれバ勝手も見え乃
ごとくなり町屋の老ハ此さハぎに火をとぼし
来りて騒ぎ出けれバ表の戸口を根の内に
寄来りて射けれバ皆ミな戸口をさし
しく明けるを前の大門の内へ立悦たる
武者共大高源吾の文字を見てどん門の扉
の中にとりぬけ皆々内へ入ける門の
扉を早く閉させんとむかしの浪人共也

[illegible]
[illegible]
[illegible]

歌の力を奏して[illegible]者ども近藤
[illegible]人[illegible]三人組八番[illegible]敵
働[illegible]小[illegible]者[illegible]前後の[illegible]
[illegible]長力[illegible]刀[illegible]
四郎[illegible]諸[illegible]人[illegible]
[illegible]呼[illegible]是
[illegible]
戸[illegible]
[illegible]待[illegible]

小林平八郎[illegible]三十計の美男剣術
の達人[illegible]甲[illegible]
[illegible]人[illegible]
[illegible]小[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

今一番外濱掛出張新に切立て
松竹と云傍を見る所の前面を見る
を見ると物撰今一面の方の家
を見て有合を切新濱新
乱入て西東と一人の内合て是を見る
御先の男長刀四枚
先人（後藤金一郎成り）後藤金一郎成り
武林兵七左衛門と二十二年合
でしう彼先男の眉間
切付り眼一血

入り門退り是を濱を肩を切立て
ぐこと人方切て切付る
先人を後ろ切る
新濱を後先男八行
井内を通ると乱入て一足を
出て新と自己の方
しく御又丹わを
皆なて乱く歩長丹
内の云ひ出て何

[illegible]
[illegible]
乃侍共有之ハ格ひくゝ切くゝ仰付る
退之ハ終仰付る事と御用聚
下知する退る者多く御之御ハ
海辺ゟ浦くゝ米ハ代ごとゝ四十計の大男
[illegible]
[illegible]
何也退すと退る事を知ず用すて

衆水夫和人ゟ此時彼男を退て
なじ都六ハ計り武運ハ陸ゟ
かの男ハ函館ゟ都六海辺ゟ西の
浦を持ゟ又平計の男ゟ殺ゟ
都六退を退後計ゟ此男し彼の衆
ゟ[illegible]ゟ都六ゟ[illegible]
ごとに[illegible]彼男の古服[illegible]
目の玉ゟ[illegible]
かゟ[illegible]者ゟ[illegible]

吉良方ハ俄の事ゆへ何のかまへも有
ざれども或ハ身を或ハ自害又ハ逃散され
又西條迄ハ皆々自害なされ家老衆
自害さるゝ由松浦川を船渡り西へ
去る由なれども吉良方ハ心有て義を守死を極
華ハ浅野方ハ大学少将様御内蔵
を始て十七人分命を限り義を
守て切腹仕り候由

内ゝ之儀行立ハ何ともいたらぬ門和尚
是ハ如何様ハ又ハ自害ハ少和尚様十内様
呼ぶらるゝハ清水内匠様ハ全者のわる
を結ぶ尚而之丹波ゝ様ハ
様ハ出様ハ自害ハ
ゝ様ハ内蔵仕ハ
ゝ様ハ
川退様ハ和尚様十内
ゝ様ハ行ゝ様ハ

ふなかたの一礼ハ山内殿ハ時と
玉岡前と行逢ハ共に其礼を
三人の先と一礼ハ仕ル共方ハ

上野ハ家内之事

各上野ハ玉ゐを心掛く戸障ハ
奥をさしく入る礼ハ其方と云て
人なりハ家内と云ハ家人と
ハ是ハ家長ハ戸ばり柳ハ柳の枝ハ
ハ武ハ戸ハ指揮しく表ハ法を知らしたる所

有り扨ハ先ハ家内の法なり法を知らしる
所なり法の為なるとハ知り家
助なる戸を手ばり戸ハ知て家内
と云て刀ハ刀を抜て玉座の上ハ第地
なり中級ハ表の座の地有りされハ
上中ハ戸ばり上ハ家内なる座の
地の内ハ客を指人ハ表の
暖ハ上ハ表ハ家内庫ハ
部屋く渦友縁下廻ハ所二ハ客さて

又今世でも吉良氏の人々の分を
為したがこれ
を近所の役と切
いやく役を仰んハ遠くハ
定めなくて仙都の
中と さぐせと知しる上野と陸奥
謀ハ海ゟ今と三ヶ所下総に山形を
仰ものにて物ハ
など入ゟ而（ゟ人陸奥ハ戸をそこ

[illegible]
[illegible]
[illegible]

上野介殿と申候は大高源吾と申候
志の侍達八四人寄合申
[illegible]
しらせの文を取て大石内蔵助殿
[illegible]
一味の者集り[illegible]
[illegible]
[illegible]
人数揃て[illegible]
[illegible]

書門[illegible]
大[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]ハ上杉家ヘ[illegible]ル上杉[illegible]
綱憲公也吉良左兵衛ハ綱憲公の實子
ヨリ上野介孫養子なり

寄年退去之事

各裏門ヲ出ル時ハ東ニテシラミケル上野介ノ首
自無垢ニ包ミ守代衣ニ取添銭ニ久リ附
二人ニテカツギ退ケリ 上野介首ハ其侭手桶ニ入先達テ義
吉左衛門舟ニテ泉岳寺ヘ持参コノ

白無垢ニ包ハ小林平八郎カ首ナリ 廻向院ヲ行キ追手モ来ラズバ
家ニテ速ニ腹ヲ切ントマ[illegible]ケレ[illegible]追手モ来ラズ夫ヨリ
ボリケレハ皆見合ケレ[illegible]
迫所ノ酒屋ヲ行金ヲ為取酒ヲ呑又白布ヲ
調銭ノ程先ヲ包ミ大方ニハ彼守代衣ヲキセ
左国橋ヲ出ケンガ御城下ヲ能長カシ持テ
通ル事恐ル有リトテ御舟蔵ノ前ヨリ永代橋
稲荷橋ヲ越テ亡君ノ用ヲ達シタル町人ノ方ヲ
寄リ休足シケンモ有リ夫ヨリ鉄炮洲ノ亡君
舊御ノ前ニテ是ヲ名残リト皆休ライ古ヒヲ

ヲ言出シ涓ヲ海ヲテ門ノ内ヲ見入テ通リ家
新橋ヲ出テ町通リヲ泉岳寺ヲ社退キケリ
二年ニ伯ヲニテ一年ハ首ヲ寺リ一年ハアメリニ
心ヲ配リアトニ押ヲテゾ通リケル折節上杉家
墳墓寺ノ火消番ニテ廻リノ騎馬足軽者之者
雑兵七八十モ引連テ帰リケリ道ニテ行合ケル
然ルニ道行人アシコリ浅野多衆ナリ今朝
吉良殿ヲ討取テ引帰ル由ト口々ニ語リケル
上杉衆関所ヲ壹人ノ言ケルハ西ヒノ全君ノ

又ヲ討タル者ヲ角テカ目前ヲ通ルヘキ追掛
討留ント言ケル人申ケルハイヤ人唯汝
決分ニテ見届タル事ニナキニ卒尓ノ働
ニテ全君ノ御為ヲ何成リ共場ヲニテ
成間敷ニ有ラズト留メケル内ニ早浪人共
ヲ行ケル何レノ家ニモ無志ニ有ラザルモ
謀計患業ノ計終ニ本意ヲ捨テ脇ヲカメ
トニモ甲斐ゾナキ只智仁勇ノ志ヲ常ニ
全穿儀ヲ語ヘキ物也

忠志兵泉岳寺ニ行志之事　是ハ泉岳寺ノ僧物語ナリ

十五日ノ朝何事ニ不知大勢年々ニ鉄長刀ヲ持手負ヲ肩ニ掛寺内ニ走リ入寺中騒シク駿動スル先門ヲ閉ル所ニ皆々申ハ浅野内匠頭家来今朝主ノアダ敵吉良上野介ヲ討取是ニテ為上仕候立退テ御寺ニ掛ル訳ニテハ無之候又於御寺狼藉之振舞ヲ仕ル御上野殿御前ヲ内匠頭廟所ニ伺申ス　ニテ候史ニテハ御門指堅御通可致ト申ス拾墓所ニ通ル

此時住持之僧安心被仕候ト申シ寺中数人罷リ出ヲ自分ハ寺社奉行ニ注進ニ出ケリ真源奉行ハ永井伊賀守本田弾正殿ヤ月番安部氏ナリ悉寺中皆々浄瑠璃門ヲ出ケレハ香煙相絶香借候ト有ケレバ取出ス大勢内壹人墓所ノ手桶ニ水汲来ル前ヲ洗石塔ヲ二限目ニ伺ニ皆々石塔ノ取巻ニ各百年ノ地ニ居タリケル右ノ前ヲ洗ケル内ニ内廟ハ硯紙ヲノゾミ

ケリ僧家取出シ渡シケレハ書状拝読ンゴトク
口上書ノ認メテニテ持テ墓所ニ向ヒ家名ヲ
名乗焼香シテ懐中ヨリ小相口ヲ取出シ川
被テ上野介首ヲ三度富ノ橋ノ石塔ノ前ヲ
向テ手ケレバ各壹人宛名乗テ焼香スルヲ
焼香相済テ各手ヲ引ク並居タリ其時
内匠助家前之口上書読上ル元禄十五年
十二月十九日面々名乗ヲ通ス大石内匠助ヲ始
御足軽寺坂吉右衛門ニ至ル四十七人ノ名ヲ
譜而奉告亡君ノ霊意趣者去年三月十四日

尊君御切腹上野介殿ハ御存生御公儀之上
然共如此之仕尊君御意有ヲ以テ還而御
恩奉裏入仕得共臣トシテ大禄ヲハミ俱ニ不
可戴天之儀難恐心同地ヲ踏ヒ心ノ恥昼夜
或泣仕候ヘトモ御座候紙ノ恥ヲ抱空ノ相果
候共於泉下可申上詞無御座候因茲奉
窺御意趣ヲト存立ヒヨリ以来今日ヲ相待
事一日三秋恵ヒ罷在四十七人之者雨ニ立
雪ニ打二日三日ニ一食ヲ仕老衰痛所之者
死ヲ進候得共蟾蜍枕ヲ頼ム炭ヲ相待

心留仕候而昨夜羊各申合上野々殿御屋
ヲ推奈仕則上野々殿ヲ是ニテ御供申奈
代會口ハ尊君御秘蔵ニテ先年私ニ被下置候
只今迄上仕候間再ヒ御手ヲ被下御ウツ際
ヲ遂オセ玉ヲト右四十六人一流ニ申上候間
口上書讀内ハ皆々平伏ニテ居タリケル讀終テ
一同ニ各落涙シ又焼香ノ仕タリケル偖其後
首ヲ本堂ヲ持参シ代首家臣早入用無之候
御暦々ノ首汚申度法外ニ存候御出家
事ニ仕度ハ宜シク御取量ヘ被成ト申ス

則和尚請取佛前ニ置ニケリ入物十キヲヲ
挾箱ヲ入夜ハ若盗人ナランカト床ノトニ入置
又皆々申シケルハ家臣取早代在ノ禮儀形共ハ仕
廻申候上野々殿家来モ唯今ニテ我々ト
之通リニ嘘々殘念ニ可有之定而追掛可
系や彈正様ニモ米澤十五万石御拵上候テ
モ御實ノ父上ノ御首御舟方ニ御出御取
上ニ有之ト存候代上ハ我々無刀ニ罷成テ
四十六人ノ首可進之早々御門御開ヘ被成
家臣代後ハ中々無道ノ働不仕候迚所

御目附中ヨリ道ヨリ御注進仕上ゲ之御
仕置奉願候迚並居ケリ此時和尚殊外ニ
寥成タリ迚庭ニ炭ヲ焼アテラレケリ其後
客殿ヲ上ヘ申リ然ルニ近松都六俄ニ振ヘ
出シケレバ和尚ヨリ醫師ナド呼見セケリ
夜前泉水ヲ入桐ノ内ヲ泥入ケン故ト申ス
ニヨリ形而寺ヨリ高物キセヲ又四ツ作ラ
貰ラヒケリ和尚ヨリ粥ヲ焼テ振舞シケ
シハ皆人驚キ去中ノ死骨不存奇和尚様
ボヘ御吊イニ預リ申候トテ笑ケリ終仕
之者上野ノ殿御父子御働ハ如何ト問
ケレバ御父子様共ニ隨分見事成御働
ニテ御家来衆モ不恥働之由申シ苞
角之儀ハ言ハヾリケントナリ此時九ツ半
ケシハ僧衆面々寮ヲ帰リケン

西